

## 事業報告の概要

平成24年度事業計画に基づき、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等の幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組むことを経営理念に掲げ、豊かな福祉社会の実現を目指してきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という。）以降、被災地市町村社協との協働により、被災住民等の自立・復興に向けた支援を継続して行ってきました。

経営方針として、次の項目を掲げ事務事業に取り組んできました。

- 1 大震災に伴い、地域福祉推進の観点から被災地への救援活動を行います。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者等の権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設等の適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

## 主な事務事業

### 1 大震災への対応

3. 11東日本大震災により未曾有の被害を受けた特に沿岸部8市5町の被災住民等の復旧・復興に向けて、県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターを設置し、関係機関・団体と協力しながら、被災地の市町村社協の支援を行ってきました。

時間の経過とともに、被災住民の生活基盤は仮設住宅やみなし仮設住宅等に移行してきており、求められる支援も自立・復興に向けた、安心して暮らせる地域コミュニティの再構築や仮設住宅等での生活支援などへ変化してきています。

県社協では、そうした被災地の状況を考慮して、専従で被災地支援を行う震災復興支援局を新設し、被災地の市町村社協へ職員12人を派遣するなど支援体制を強化しています。更に宮城県サポートセンター・NPO法人等の関係団体と連携・協働により、被災地の地域コミュニティ再生の支援及び仮設住宅等の生活支援を展開してきました。

また、被災住民のニーズ等に応じて生活福祉資金（生活復興支援資金等）の貸付や福祉サービス利用援助等の日常生活自立支援事業の実施、高齢者サ

ポート巡回相談を展開するなど、セーフティネット機能を発揮し被災住民の自立支援に努めてきました。さらに、福祉人材センターでは、被災地において福祉・介護人材の確保に向けた就職面談会等を開催し、求職者及び求人事業所の支援を行ってきました。

県社協が運営する施設、事業所等では、被災地において福祉的サポートが必要な高齢者や障害児（者）の相談支援やレクリエーション講師派遣等をおして、そのニーズに合わせて自立・生活支援に努めてきました。

## 2 地域福祉の推進

### (1) 県社協地域福祉推進（支援）計画の策定

急速に少子・高齢化が進む中、多様な福祉ニーズへの対応や大震災被災地における地域コミュニティの復興等に向けた活動の推進などの今日的な課題を踏まえて、市町村社協等へ中長期に円滑な支援を行うため、新たな地域福祉推進計画の策定に取り組みました。策定にあたっては、外部委員（15名）で構成する委員会及びワーキンググループを設置して検討・取りまとめを行うとともに、幅広く関係者の意見を聴くためパブリックコメントを実施し、平成25年5月に委員会から計画案の答申がありました。

### (2) 被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害の再来に備えるため、被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定に取り組みました。策定に当たっては、外部委員（21名）で構成する委員会を設置して被災後に県社協及び市町村社協が実施してきた「災害VCの運営、被災者支援事業の運営、地域福祉事業の復旧」等に関して評価・検証を行うとともに、地域福祉推進計画の策定と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、平成25年5月に委員会から指針案の答申がなされています。

### (3) 市町村社協等への支援

地域福祉の推進に関して、市町村行政が策定する地域福祉計画と連動した市町村社協の地域福祉活動計画の策定支援を行ってきました。また、福祉教育を切り口とした小地域における福祉活動の活性化を図るため、2つの市町村社協を指定し、研修会や市町村社協策定委員会に参画するなどの支援を行ってきました。

### (4) 県災害ボランティア受入体制の整備

大震災の経験と教訓を踏まえて、NPOや多様な市民団体、大学等と必要に応じて連携を持つとともに、内陸部から沿岸部へ派遣された県内社協の相互支援等について市町村社協と振り返り会議及び研修を行い、災害時のボランティア受入体制について検証しました。

#### (5) 生活福祉資金貸付等の促進

厳しい経済・雇用情勢の低迷での失業者や低所得世帯及び、大震災の被災世帯等の生活実態を十分に踏まえ、市町村社協と連携しセーフティネット貸付としての生活復興支援資金等の生活福祉資金貸付をとおして、自立支援に努めてきました。また、平成24年4月から緊急小口資金特例貸付も償還開始となり、貸付世帯の生活状況等を確認し、その状況に応じた償還指導を実施し、適正な債権管理を行ってきました。なお、平成24年度は生活福祉資金等債権管理計画を策定し、その管理計画に基づいた対応を行ってきました。

#### (6) 介護福祉士等修学資金貸付の継続実施

質の高い福祉人材の養成・確保を目的に介護福祉士、社会福祉士養成施設等で資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施するため、養成校を通じて借入申込者の募集を行い、適正な貸付を行ってきました。

#### (7) 日常生活自立支援（まもり一ぶ）事業の充実

地域で暮らす高齢者や障害者の方々が安心して生活が送れるよう、関係機関等と連携し、利用者ニーズに合わせて福祉サービス利用援助等の支援を行ってきました。また、この事業の充実を目指し、地域住民のより身近なところでサービスを提供するため、基幹型社協への業務委託の推進を図る計画でしたが、東日本大震災からの復興状況に鑑み、一時的に見合わせました。

#### (8) 高齢者スポーツ・文化の振興

本県を会場に平成24年10月13日から4日間にわたり開催されました高齢者のスポーツ・文化の祭典である、「第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（ねんりんピック宮城・仙台大会2012）」へ選手派遣を行うとともに、同大会に併せ地域間・世代間交流を目的に「ねんりんピック宮城・仙台2012音楽文化祭」を開催し、盛会裏に終了する事が出来ました。また、高齢者のニーズに応じた多様性・専門性のある講座を開催するなど、生きがいや健康づくりを推進するとともに、シニアリーダーの養成を行い社会貢献活動を促しました。

### 3 福祉・介護人材の確保と育成

福祉人材無料職業紹介事業の求人情報や職場説明会の実施による職業紹介と斡旋を行うとともに、国の時限的な措置である「介護福祉士等修学資金貸付事業」・「福祉・介護人材マッチング支援事業」の継続実施により福祉人材の確保に努めた結果、紹介者の採用数は増加しました。

また、県受託研修の社会福祉施設職員研修をはじめ、介護支援専門員研修等の専門研修、自主研修及び本会新入職員研修会等を実施し、福祉人材の育成とスキルアップを図りました。

## 4 権利擁護の推進

県内の福祉施設・事業所が提供する福祉サービスの質の向上を目指し、評価機関として福祉サービス第三者評価事業を行い、また福祉サービス利用に関する運営適正化委員会の苦情解決事業をとおして、権利擁護の推進を図りました。

## 5 社会福祉施設等の適正な運営

### (1) 指定管理施設及び設置施設の運営

宮城県及び岩沼市の指定管理施設及び県社協設置施設については、施設の設置目的に沿って、利用者及びその家族等のニーズに合わせて、生活支援や就労支援等のサービスを提供するなど、適正な運営に努めてきました。

また、各施設・事業所においては、権利擁護として倫理綱領の遵守や苦情等への適切な対応など、サービス向上へ結びつける取り組みを実施してきました。

### (2) 新事業体系への移行

障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）に基づき、平成24年4月1日より援護寮は精神障害者社会復帰施設から自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）事業所に、ひまわりホームは知的障害者通所授産施設から就労移行支援・就労継続支援B型事業所に移行しました。

また、児童福祉法改正に伴い、仙台北地域福祉サービスセンター重症心身障害児（者）通園事業B型も障害児通所支援事業等の多機能型事業所に、啓佑学園は知的障害児施設から福祉型障害児入所施設（施設入所支援・生活介護事業所を含む）に移行し運営してきました。

### (3) 地域支援センターの拡充

県中央地域福祉サービスセンター地域支援センターしんぼしの生活介護事業所「ひだまり」を6月に移転拡充し、地域の在宅障害者等の日中活動の充実を図りました。

また、なごみなの里地域福祉サービスセンター地域支援センターなごみなでは、地域に密着した在宅福祉サービスの提供を行うため、通所介護事業所「やわらぎ」の充実を図る目的で新築移転を計画し、平成24年12月31日に建物の建設が終了し、1月に建物の引き渡しを受け2月から事業を開始しました。

### (4) 老人休養ホーム「なかやま山荘」の運営

老人休養ホームなかやま山荘では、昨年度まで経営改善5か年計画により、宿泊者数の増加、利用促進等に取り組んできましたが、経営の継続が極めて困難な状況となったことから、より柔軟な経営が期待できる民間事業者への移譲を目指し、プロポーザル方式による譲渡先募集及び選定を行い、平成2

4年12月6日付けで譲渡候補者と仮契約を締結しました。12月下旬には評議員会及び理事会において基本財産の処分（建物の売却譲渡）の承認を得ました。平成25年1月4日に県知事あて基本財産処分の申請を行い、1月17日に県知事から基本財産処分が承認され、売買仮契約書第3条に基づき本契約となりました。2月末日で営業終了し、売買代金の入金確認後、売買物件引き渡し事務手続きを行いました。

なお、法的に改善しなければならない浄化槽の修繕や重油タンク内側の塗装の塗り替え等の修繕を行い、3月末日で譲渡を完了しました。

## 6 適正な法人経営

### (1) 組織の再編による被災地の支援

大震災からの被災地の復興は、なお時間を要する状況であるため、法人内に平成24年4月から「震災復興支援局」を新設するとともに、被災地市町社協へ職員12人を派遣し、連携・協働で被災住民等の自立・復興支援を推進してきました。

### (2) 人事制度及び人材育成等の再構築

職員がやる気を持って働く環境づくりや人材育成やの観点から、人事制度に能力、資格、経験等のキャリアパスの仕組みの導入を目指し、人材育成検討委員会を設置して、「人材育成基本方針」及び「職員研修規程」を制定し、平成25年4月1日から施行しています。

### (3) 健全な法人運営

コンプライアンス（法令遵守）経営を基本に、地域福祉の事務事業の推進や、社会福祉施設等の運営上のリスク管理等の徹底及び検証を図り、健全な法人運営に努めてきました。

また、会計処理のルールに関して、平成25年4月1日から「新社会福祉法人会計基準」へ移行するため「経理規則」の全面改正及び会計システムの調整や勘定科目の整理等を行い、平成25年度当初予算から「新社会福祉法人会計基準」へ移行しています。